

医 第 1 5 2 3 号
令和4年6月2日

神奈川県医師会会長
神奈川県病院協会会長
神奈川県看護協会会長
神奈川県介護支援専門員協会
神奈川県地域リハビリテーション三団体協議会
神奈川県消防長会

様（御中）

神奈川県健康医療局保健医療部長

神奈川県循環器病対策推進協議会の委員の推薦について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では令和4年3月に策定した「神奈川県循環器病対策推進計画」の着実な推進等のため、今年度より「神奈川県循環器病対策推進協議会」を設置し検討を行うこととしました。

つきましては、新たに委員を選任したいので、御多忙のところ恐縮ですが、別紙に推薦者の履歴書を添付のうえ、令和4年6月17日（金）までに御推薦くださるようお願いいたします。

1 就任日

令和4年6月下旬（予定）

2 任期

就任から2年間

3 御提出いただく書類

- ① 別紙「神奈川県循環器病対策推進協議会の委員の推薦について」
- ② 履歴書（様式自由）

※昨年度、「脳卒中医療連携検討部会及び心血管疾患医療連携検討部会」の委員にご就任を頂いている委員については不要です。

4 送付先

〒231-8588（所在地の記載は不要です。）

神奈川県健康医療局保健医療部医療課地域包括ケアグループ あて

問合せ先

医療課地域包括ケアグループ 大津

電話 045-210-4893（直通）

ファクス 045-210-8858

神奈川県循環器病対策推進協議会 設置要綱

(設置目的)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日法律第105号)第11条に規定する都道府県計画である「神奈川県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の推進等に関し必要な事項を検討するため、「神奈川県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の検討及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成し、次に掲げる者の中から選定する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
 - (2) 救急業務に従事する者
 - (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者
- 2 委員の任期は2年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の設置目的に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。